

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	公共駐車場管理業務委託	
契 約 内 容	(業務内容) ・公共駐車場利用者を効率よく円滑に入車・出車できるよう管理等を行う。 (業務時間) ・開庁日：午前8時00分から午前10時00分まで(時間延長あり) ・閉庁日：午前8時00分から午後5時00分まで(時間延長あり)	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,080,264円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、高齢者の雇用機会の確保を講じると共に、地域に居住する高齢者の豊かな経験・能力を活用することで、高齢者福祉の増進を図り活力ある地域づくりへの貢献を目的とする。 上記目的の達成のため、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な公益社団法人犬山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 総務課	
件 名	分庁舎管理業務委託	
契 約 内 容	(業務内容) ・犬山市分庁舎の建物、機械装置及び部品等の管理 (業務時間) ・午後0時30分から午後4時30分まで(時間延長あり)	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,122,216円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、高齢者の雇用機会の確保を講じると共に、地域に居住する高齢者の豊かな経験・能力を活用することで、高齢者福祉の増進を図り活力ある地域づくりへの貢献を目的とする。 上記目的の達成のため、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な公益社団法人犬山市シルバー人材センターと随意契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 総務課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	地域安全課	
件 名	犬山市家具転倒防止器具取付事業委託	
契 約 内 容	家具転倒防止器具取付事業の調査・設置業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	メールシステム2,788,983円 + 架電システム使用料(使用量による)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>該業者は犬山市内に所在し、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項1号に定めるシルバー人材センターで、過去の実績からも業務を遂行する能力を十分に有していると考えられることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約とする。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 地域安全課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	歴史まちづくり課	
件 名	犬山市文化史料館別館管理委託業務	
契 約 内 容	<p>1. 業務内容は次のとおりとする。 (1) 観覧者の受付及び料金回収、(2) 観覧者の管理・指導 (3) 施設の管理・清掃 (4) 施設の解錠・施錠 (5) 帳簿の記入</p> <p>2. 業務を要する日及び時間 (1) 平成31年4月1日から平成32年(2020年)3月31日まで。 (2) 午前9時00分から午後5時00分とする。(内、休憩時間1時間は除く)</p>	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	(公社) 犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	金3,371,018円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	市内在高齢者に就労機会を与え、地域福祉の増進、地域活性化を図るため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 歴史まちづくり課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 歴史まちづくり課 (犬山城管理事務所)	
件 名	犬山城夜間管理業務委託	
契 約 内 容	城郭内巡視、戸締り確認、火災予防等	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	1,773,786円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>選定業者の本業務における時間単価（874円:事務費含む）は、愛知県の最低賃金単価（898円）より安価であり、過去の実績により本業務の遂行において問題ないと判断するため。</p> <p>選定業者が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約業者であるため。</p>
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 歴史まちづくり課(犬山城管理事務所)

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課																	
件 名	犬山市さくら工房施設管理業務																	
契 約 内 容	犬山市さくら工房の受付業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	1,630,584円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	犬山市民健康館施設管理業務	
契 約 内 容	犬山市民健康館の総合受付及び入浴受付業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	9,848,376円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市シルバー人材センターに業務委託することで、高年齢者の安定した雇用の確保に資することができるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者あんしんコール業務委託契約	
契 約 内 容	ひとり暮らし高齢者に電話をかけることで日々の安否確認を行う業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和 2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	998,516円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	高齢者活動センター管理業務委託契約	
契 約 内 容	高齢者活動センターの利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	2,097,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課																	
件 名	老人憩の家管理業務委託契約																	
契 約 内 容	老人憩の家の利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	7,404,528円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 長寿社会課	
件 名	老人福祉センター管理業務委託契約	
契 約 内 容	老人福祉センターの利用者受付業務及び施設の維持管理を行う業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	5,089,302円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 長寿社会課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 福祉課	
件 名	福祉会館受付等業務委託契約	
契 約 内 容	犬山市福祉会館の利用者受付及び備品等管理を行う業務	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	8,215,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	犬山市学習等供用施設管理業務委託																	
契 約 内 容	犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例及び犬山市学習等供用施設の管理及び運営に関する条例施行規則に基づいた、各地区（犬山南・上野・城東・羽黒・楽田・丸山）学習等供用施設の管理業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	19,066,050円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者の本業務における時間単価は、愛知県の最低賃金単価より安価であり、過去の実績により本業務の遂行において問題ないと判断するため。 選定業者が、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約業者であるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 文化スポーツ課	
件 名	犬山市民文化会館及び犬山市南部公民館管理業務	
契 約 内 容	施設及び備品の管理、電気設備及び冷暖房設備の運転操作、施設利用者の管理及び指導	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター	
契 約 金 額	4,677,648円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	受託者は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十七条第一項に規定するシルバー人材センターであること。また、市民文化会館・南部公民館のほか犬山市の他施設の管理業務を受託しており、業務に関する経験が豊富であることに加え、時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあることから、公益社団法人シルバー人材センターへ管理委託することが最適であると考えたため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	犬山市公民館管理業務委託																	
契 約 内 容	犬山市学習等供用施設の設置及び管理に関する条例及び犬山市学習等供用施設の管理及び運営に関する条例施行規則に基づいた、各地区（犬山南・上野・城東・羽黒・楽田・丸山）学習等供用施設の管理業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	5,865,084円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>選定業者の本業務における時間単価は、愛知県の最低賃金単価より安価であり、過去の実績により本業務の遂行において問題ないと判断するため。 選定業者が、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約業者であるため。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	栗栖芝生広場等維持管理委託																	
契 約 内 容	(1) 栗栖芝生広場及びキャンプ場 ア. 芝刈業務 イ. 芝の補修業務 ウ. 施肥業務 エ. 芝の生育を妨げる雑草等の除草及び清掃 (2) エナジーサポート株式会社グラウンド ア. 除草業務 (撤去・処分を含む) イ. 芝刈業務 (撤去・処分を含む)																	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	1,746,496円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者が、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項 に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約業者であるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	文化スポーツ課																	
件 名	木曾川犬山緑地公衆便所清掃委託																	
契 約 内 容	(1) 園内3ヶ所の便所清掃及び関係業務 (2) ペーパーの補充 (3) 便槽の尿尿量確認(管理棟南側便所は不要)及び「清掃確認表」への記入																	
契 約 期 間	平成31年4月1日～令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	917,700円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	選定業者が、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約業者であるため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 文化スポーツ課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																	
件 名	学校環境整備業務委託																	
契 約 内 容	校内及び外周の除草・清掃、低樹木及び植え込みの剪定、校内施設及び器具の点検・整理・簡易な修理に関する業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2年3月31日																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	公益社団法人 犬山市シルバー人材センター																	
契 約 金 額	7,677,216円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	高齢者の就業機会の確保と拡充のため、公益社団法人犬山市シルバー人材センターに対し業務委託するため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課																	
件 名	空きびん選別等業務																	
契 約 内 容	市内の各家庭から排出された空きびんの再生処理実施前に行う種類別の分別及び破碎業務																	
契 約 期 間	平成31年4月1日から令和2月31日まで																	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日																	
契 約 相 手 方	社会福祉法人 まみずの里																	
契 約 金 額	2,928,830円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由及び業者選定の理由	心身障がい者就労支援策																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	資源物回収拠点施設及び指定ごみ袋管理業務派遣委託	
契 約 内 容	(業務内容) ・資源物回収拠点施設の管理及び指定ごみ袋の配送 (業務時間) 祝日を除く。 ・月・水・木・金 午前8時30分から午後4時まで ・火 午後1時から午後4時まで(時間延長あり) ・土 午前8時30分から正午まで	
契 約 期 間	平成31年4月1日から平成31年9月30日まで	
契 約 締 結 日	平成31年4月1日	
契 約 相 手 方	公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会	
契 約 金 額	1,163円/時間 支出見込額 943.5時間×1,163円/時間=1,097,291円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○ 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	本業務は、高齢者の雇用機会の確保を講じると共に、地域に居住する高齢者の豊かな経験・能力を活用することで、高齢者福祉の増進を図り活力ある地域づくりへの貢献を目的とする。 上記目的の達成のため、本業務を適切かつ確実に履行することが可能な公益社団法人愛知県シルバー人材センター連合会と随意契約を締結するものである。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課